

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【23】
2. 日時：令和2年7月6日 13時30分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、照井安全審査官、

実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）久光上級原子炉解析専門官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他20名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 課長 他6名※

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年5月15日及び7月3日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
 - 「可搬型代替交流電源設備」の代替原子炉補機冷却系に用いる電源車の必要台数の考え方について、整理して説明すること。
 - 「通信連絡設備」の運転上の制限に関し、緊急時対策支援システム伝送装置等の伝送確認において、当該設備の動作確認に加え、必要なデータの記録ができることが含まれることを整理して説明すること。
 - 各SA設備のLCOを適用する原子炉の状態について、基本方針とは異なる原子炉の状態を設定しているSA設備について、設備ごとに基本方針と比較し、説明すること。また、基本方針への反映が必要な場合は、整理して説明すること。
 - ブローアウト閉止装置について、実条件確認（開閉試験）ができない理由として、ブローアウトパネルの飛散防止チェーンと閉止装置との物理的な干渉も踏まえて説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし